

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について】

会議、部会、プロジェクト打合せ、イベント（研修を含む）、研究会（以下「会議・研修等」）を実施する際のガイドライン

### 1. 実施形式

- ・会議・研修等を実施する場合は、オンラインによる実施を優先的に検討する

### 2. 集合して実施する場合（オンラインとの併用の場合を含む）の留意点

#### （1）参加人数

- ・参加人数は、定員の50%を目安とする  
（参考：4階会議室定員50名、5階会議スペース定員20名）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（厚生労働省）をスマホにインストールした方のみ参加可能とする

#### （2）受付

- ・会議・研修等の主催者は、参加者名簿を作成し、参加者の体温や健康状態の確認、手指の消毒を徹底する（本人が確認した「✓」を名簿に記入する）
- ・「✓」記入後の参加者リストを事務局に提出する
- ・発熱者、健康に不安のある者の参加は認めない（発熱の目安は37.5度であるが、一律ではない）
- ・主催者は、受付での密集が発生しないよう注意する

#### （3）会場設営

- ・実施にあたっては、什器備品を含め会場内の消毒を行うこと、また、実施後も同様に消毒する（ドアノブ、テーブル、イス、マイク、機材等）
- ・座席の間隔は1mを目安に確保すること
- ・対面の間隔は2mを目安に確保すること

#### （4）実施中

- ・換気は少なくとも1時間に2回は行う（30分毎をめど）
- ・講師を含め参加者はマスク装着を基本とし、講師のマスク使用が困難な場合はフェイスシールドやマウスシールドにアクリル板等を併用し、飛沫拡散を防止する
- ・資料等の途中での回覧、配布はしない

### 3. 外部施設を利用する場合

- ・当該外部施設の利用基準に従う。外部施設の利用基準がない場合は上記基準を参考とする（参加者名簿を事務局に提出のこと）

### 4. 外部機関と連携して実施する場合

理論政策更新研修、その他受託事業において会議・研修等を実施する場合は診断協会本部や関係団体と調整のうえ、開催方法を検討し、対応する

2020年11月21日改訂